

平成23年5月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 田村礼之

平成22年(ワ)第6号 損害賠償金等代位請求事件

口頭弁論終結日 平成23年2月17日

判

決

長野県北佐久郡軽井沢町

原

告

同所

原

告

長野県北佐久郡軽井沢町

原

告

長野県北佐久郡軽井沢町

原

告

長野県北佐久郡軽井沢町

原

告

同所

原

告

長野県北佐久郡軽井沢町

原

告

長野県北佐久郡軽井沢町

原

告

長野県北佐久郡軽井沢町

原

告

長野県北佐久郡軽井沢町

原

告

同所

原

告

長野県北佐久郡軽井沢町	原	告
同所	原	告
長野県北佐久郡軽井沢町	原	告
同所	原	告
長野県佐久市	原	告
長野県佐久市	原	告
長野県佐久市	原	告
長野県佐久市	原	告
長野県佐久市	原	告
長野県佐久市	原	告
長野県佐久市	原	告
長野県佐久市	原	告
長野県佐久市	原	告
長野県佐久市	原	告

長野県佐久市

原	告				
同訴訟代理人弁護士		松	葉	謙	三
同訴訟復代理人弁護士		栗	原	岳	史
同		大	井	基	弘

長野県小諸市甲1845番地

被	告	浅麓環境施設組合管理者組合長			
		芹	澤		勤
同訴訟代理人弁護士		佐	藤	芳	嗣
同		大	野		薫
主				文	

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、住友重機械工業株式会社に対し、13億円及びこれに対する平成14年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、佐久市及び軽井沢町に居住する原告らが、浅麓環境施設組合が住友重機械工業株式会社（以下「住友重機」という。）に発注を行った浅麓汚泥再生処理センター（以下「本件施設」という。）建設工事（以下「本件工事」という。）について、住友重機を含む業者間で談合が行われたことにより、浅麓環境施設組合が損害を被ったとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、住友重機へ不法行為に基づく本件工事の予算決算及び会計令79条に基づく予定価格（以下、単に「予定価格」という。）の約20%である13億円の損害賠償請求をするように求める住民訴訟である。

2 前提事実（証拠を付さないものは、争いがないものである。）

(1) 当事者について

浅麓環境施設組合は、小諸市、佐久市、軽井沢町及び御代田町によって構成される地方自治法284条2項に基づく一部事務組合であり、被告は、浅麓環境施設組合の管理者である（弁論の全趣旨）。

原告らは、浅麓環境施設組合を構成する地方自治体の住民である。

(2) 浅麓環境施設組合は、平成14年10月21日、住友重機との間で、本件工事について、請負代金額64億0500万円（消費税込みの金額。消費税を除いた金額は61億円。）で請負契約の仮契約を締結し、同月28日、浅麓環境施設組合議会の議決を得て本契約を締結し（以下「本件契約」という。）、住友重機に対して上記請負代金を払い込んだ（乙6、乙7の1ないし3、弁論の全趣旨）。本件施設は、平成18年9月に竣工した（乙17）。

(3) 原告らは、平成22年1月28日、浅麓環境施設組合監査委員に対し、本件契約に先立って行われた本件工事に係る一般競争入札（以下「本件入札」という。）について、本件入札に参加する業者間で談合が行われ、その結果、住友重機が予定価格である65億0018万円（消費税込み）の98.54パーセントに当たる64億0500万円（消費税込み）で本件工事を落札し、浅麓環境施設組合に対して予定価格の20パーセント程度である13億円の損害を与えたにもかかわらず、被告が現在に至るまで当該損害の填補のための手だてをとっていないとして、被告に対して住友重機に対する13億円の損害賠償請求をするように勧告することを求めて地方自治法242条1項に基づく住民監査請求を行った（甲1）。

浅麓環境施設組合監査委員は、本件入札において民法上の不法行為があったか、当該不法行為により浅麓環境施設組合に損害が発生しているか及び損害が発生している場合に被告が当該不法行為に関与した者に対して損害賠償

請求を行わないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実該当するかを監査対象とした上で、本件入札において談合が行われた蓋然性が高いと認められるものの、談合の事実について確証が得られず、損害額の算定も複雑困難であり、談合の事実及び損害賠償額について認定することまではできない、また、浅麓環境施設組合が本件入札に係る談合について証拠の収集や検討を始めており、未だ損害賠償請求権の行使を違法に怠っていると判断することはできないとして、同年3月29日に上記住民監査請求を棄却し、原告らに通知した（甲1）。

(4) 原告らは、平成22年3月31日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

3 争点及び当事者の主張

(1) 本件入札において本件入札に参加した業者によって談合が行われていたか（原告らの主張）

大阪地方裁判所平成18年(わ)第3317号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）違反被告事件（以下「大阪地裁事件」という。）の判決において、住友重機を含む11社間で平成16年12月ころにし尿処理施設の受注調整に関する基本合意が成立し、同基本合意に基づいて8件の工事に関し個別受注調整が行われたことが認定されており、上記判決は平成19年4月6日に確定している。本件工事は、上記8件には含まれていないものの、公正取引委員会は、平成14年度以降平成17年7月までに発注されたし尿及び浄化槽汚泥等を処理するし尿処理施設に係る新設及び更新工事49件（実質的には47件）の入札状況について聴き取り調査を行い、調査報告書（以下「本件調査報告書」という。）を作成しており、大阪地裁事件に関連して、大阪地方検察庁検察官は、本件調査報告書を示しながら、大阪地裁事件の被告らの担当者らに談合の成立の有無を確認したところ、上記担当者らは、上記47件のうち、7件については談合が成立しなかったがその他の40件について談合が成立したことを認めており、

本件工事は、談合が成立した40件の中に含まれている。また、本件入札の参加業者は、いずれも尿処理施設の受注に関する談合組織のメンバーであり、2回行われた本件入札においていずれも住友重機が最低価格で入札していること、本件契約の請負代金が予定価格の98.54パーセントという高率であることからしても、本件入札において参加業者によって談合が行われていたことは明らかである。

(被告の主張)

本件工事について、公正取引委員会は、独禁法に基づく立入検査をしておらず、本件工事について談合を認定し、独禁法3条等に基づく排除勧告もしていない。また、住友重機あるいは同社の本件契約担当者は、独禁法違反で刑事処罰を受けていない。さらに、本件入札に先立ち、本件入札において談合が行われており、日立造船株式会社（以下「日立造船」という。）が落札する予定となっているとの談合情報が寄せられており、浅麓環境施設組合は、日立造船について近畿地方整備局から粗雑工事を理由に指名停止処分を受けていたことから本件入札に参加させないこととし、国土交通省建設工事談合マニュアルにしたがって本件入札参加資格者8社から事情聴取を行って「談合はない。」旨の誓約書を徴収している。そして、本件工事は、既存の尿処理設備を継続して使用しながら工事を行うスクラップアンドビルト方式であり、環境省及び国土交通省の両省から補助金を受けて実施されているため、それぞれの補助制度に適合した工事の区分けや施工要領の調整、各種図書類の作成などの作業が相当量必要であり、他の工事と比較して、多くの処理方式を採用し、受入処理種別も多く、処理後の廃棄物等を再資源化することに意欲的に取り組み、処理能力も高い等の特徴があるため、公正取引委員会が調査を行った他の工事とは単純に比較できない。これらからすれば、原告が提出する資料などから、本件入札において談合が行われた疑いがあることは否定できないものの、被告が裁判において談合を主張立証すること

は、はなはだ困難であるといわざるを得ない。

(2) 本件入札において談合が行われたとして、浅麓環境施設組合に損害が生じているか

(原告らの主張)

本件調査報告書によれば、談合が成立した工事の平均落札率は、約94パーセントであり、談合が成立しなかった工事の平均落札率は、約66パーセントであるから、談合によって、落札率が28パーセント高くなっており、本件工事においても、談合による損害額は予定価格の20パーセント以上である。本件工事の特殊性は、談合による損害と何ら関係はない。また、本件工事の見積は、入札参加業者が行っているのであるから、高めに見積もっているものであり、その見積額には信用性がなく、浅麓環境施設組合が意見を聴取した日本技術開発株式会社は、住友重機ら談合会社と同じ業界の会社であり、汚泥処理場を建設する会社と仲良くしている会社と強く推定されるため、「過当競争で明らかなダンピングと思われるもの」とは、「談合していない入札」を指している可能性が高いため、本件工事の予定価格が他の工事と比較して特に低額に設定されたとはいえない。

(被告の主張)

本件工事は、設計と施工を併せて発注する性能保証工事であり、受注者は、施工のみならず設計や性能についても責任を負い、性能保証値を満足するまですべての責任を負担することになる。また、本件工事は、本件調査報告書における他の工事と大きく異なる様々な特徴があり、単純に他の工事と比較することはできない。また、浅麓環境施設組合は、本件工事について、4社に対して見積を徴収したところ、その平均額は79億8242万5000円であったが、本件工事について、発注仕様書等の作成について業務委託していた日本技術開発株式会社から、ごみ処理施設事業を対象とした会計検査院の会計検査結果によると、事業費は業者による見積平均に95パーセン

トを掛けて設定している事例がほとんどであり、し尿処理施設に関しては、90パーセントから95パーセントを掛けて設定している場合が多く、見積額はいわば業者の希望小売価格であるため安全性を加えてある程度高めに設定されているとの説明を受けたため、平均見積額から約10.9パーセントを減額した71億1570万円を予算採用額とした。さらに、浅麓環境施設組合は、予定価格設定にあたり、過去の実績についての日本技術開発株式会社の回答によれば、明らかに過当競争によるダンピングと思われるものを除くと、見積額の平均の75パーセントから80パーセントが落札額となっているものが多かったこと、したがって、これを下回る金額を予定価格として設定すると、競争入札が不調になったり、過当競争での明らかなダンピングによる不良工事が行われる可能性があったこと及び事前に談合情報がもたらされていたことを考慮し、4社の見積平均額の約77.55パーセントである61億9065万円を予定価格として採用し、予算採用額から約13パーセントの「歩切り」（設計書金額の一部を正当な理由なく控除すること）を行った。このように、浅麓環境施設組合において本件工事について極めて低廉な予定価格を設定したため、2回行われた本件入札において落札できる業者がおらず、随意契約を前提とする見積を最低入札額を入札した住友重機に対して2回行われた上で、2回目の見積が予定価格を下回る61億円であったため、住友重機と契約したものであり、本件入札において談合が行われていたとしても、功を奏しておらず、浅麓環境施設組合に損害は生じていない。

(3) 被告に「違法な怠る事実」があるか

(原告らの主張)

本件入札において、談合が行われ、浅麓環境施設組合に損害が生じたことは明らかであり、大阪地裁事件における記録を閲覧すれば、業者自体が本件入札において談合が行われたことを認めているのであるから、談合の事実を

知ることは可能であり、本件工事の落札率が予定価格の98.54パーセントという多くの損害が生じているにもかかわらず、被告は損害賠償請求もしていないのだから、「違法な怠る事実」があることは明白である。

(被告の主張)

本件では、原告らが主張する本件入札における談合の存在も、談合による損害についても証拠により立証することが極めて困難であるから、被告が、損害賠償請求権の行使を違法に怠っているということはできない。

第3 当裁判所の判断

1 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 浅麓環境施設組合は、アタカ工業株式会社（以下「アタカ工業」という。）、住友重機、株式会社新潟鐵工所（以下「新潟鐵工所」という。）及び三井鉦山株式会社（以下「三井鉦山」という。）に対して、本件工事の見積を徴収したところ、79億1127万7000円（消費税抜き、以下同じ。）が平均額となった（以下「当初見積額」という。）。浅麓環境施設組合では、「汚泥再生処理センター整備に係る発注仕様書等作成業務」を日本技術開発株式会社に委託していたところ、本件工事の請負人選定に関する同社への意見聴取に対し、同社から、本件工事が受注業者が設計施工を行う性能発注方式であるため、業者の見積額が基本とならざるを得ないが、当該見積額は、業者の「希望小売価格」であり、業者が実施設計を行っていない段階の安全性を加えた高めの額に設定されていることが推察される、会計検査院のごみ処理施設事業を対象とした会計検査によれば、整備計画書の事業費は見積平均に95パーセントを掛けて設定している場合がほとんどであり、し尿処理施設では整備計画書の事業費は見積額平均に90パーセントから95パーセントを掛けて設定している場合が多いとの回答を受けた（以下「日本技術開発株式会社の回答」という。）。浅麓環境施設組合は、この回答を参考に、当初見積額から約10.1パーセントを減額した71億1570万

円を本件工事の予算採用額とした。その後、浅麓環境施設組合は、本件工事について下水汚泥量の変更があり、外構工事が追加されたことから、アタカ工業、住友重機、新潟鐵工所及び三井鉦山に対して、再見積を徴収し、その平均見積額は79億8242万5000円となった（以下「再見積額」という。）が、三井鉦山の見積額が当初見積額の際に提示した額と変更がなかったことから、予算採用額を71億1570万円のまま変更しなかった。

（乙2の1，2，乙11の1，2，弁論の全趣旨）

- (2) 浅麓環境施設組合は、過去の汚泥再生処理センター事業の実績からすると、見積平均額に対する落札額の平均は、過当競争によるダンピングと思われるものを除くと75パーセントから80パーセントであるとの日本技術開発株式会社の回答及び本件工事に関して談合が行われている疑惑があるとの匿名の投書を受けて、平成14年9月30日、予算採用額から約13パーセントを減額した61億9065万円を予定価格として設定した（乙3，乙11の2，乙16の1ないし3，弁論の全趣旨）。
- (3) 平成14年10月16日に行われた本件入札の1回目には、住友重機、アタカ工業、三井鉦山、三菱化工機株式会社（以下「三菱化工機」という。）、株式会社西原環境衛生研究所（以下「西原環境」という。）、株式会社クボタ（以下「クボタ」という。）、栗田工業株式会社（以下「栗田工業」という。）が参加し（株式会社荏原製作所（以下「荏原製作所」という。）は、遅刻のため不参加。）、住友重機が最も低い67億5000万円を入札したが、予定価格を上回ったため、2回目の入札が行われ、住友重機、三井鉦山、三菱化工機株式会社が参加し、やはり住友重機が最も低い66億円を入札したが、予定価格を上回るものであった。そのため、浅麓環境施設組合は、最低価格を入札した住友重機に対して、予算決算及び会計令99条の2に基づく随意契約を前提とする見積を徴収したが、住友重機が63億円を見積額とし、予定価格を上回るものであったため、再度見積を徴収

し、住友重機は、2回目の見積りで61億円を提示した（乙4、乙5）。

- (4) 大阪地方検察庁は、平成18年6月12日付で、クボタ、アタカ工業、栗田工業、荏原製作所、住友重機、JFEエンジニアリング株式会社（以下「JFE」という。）、西原環境、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工」という。）、日立造船、三井造船株式会社（以下「三井造船」という。）及び株式会社タクマ（以下「タクマ」という。）の11社が、平成16年12月上旬に、市町村等が発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について話し合いによって受注予定会社を決定するとともに、当該受注予定会社が受注できるような価格で入札を行うなどする旨の基本合意を行った上で、そのころから平成17年7月ころまでの間、同基本合意に従って、受注予定会社を決定し、もって、上記11社が共同して、市町村等が競争入札の方法により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事の受注に関し、上記11社の事業活動を相互に拘束し、公共の利益に反して、同工事の受注に係る取引分における競争を実質的に制限したとして、上記11社及びその担当者を独禁法違反によって起訴した（甲4の3）。大阪地方検察庁検察官は、冒頭陳述において、上記11社を含むプラントメーカー各社が、平成8年6月以前から、市町村等が発注するし尿処理施設の新設及び更新工事に関し、談合組織を構成して入札談合を行ってきたこと、同談合組織の構成会社には、時期により若干の変動があり、平成15年4月ころの同談合組織の構成会社は、クボタ、アタカ工業、栗田工業、荏原製作所、住友重機、西原環境、JFE、三菱重工、日立造船、浅野工事株式会社、三井鉱山、三菱化工機、及び東レエンジニアリング株式会社であったが、平成15年7月に三井鉱山が談合による受注予定会社でないにもかかわらず安値で工事を落札するという「談合破り」を行って以降、談合による受注調整がうまくいかなかったとしている（甲4の4）。

大阪地方裁判所は、平成19年3月22日、上記起訴に対し、上記11社

が平成16年12月上旬ころに上記基本合意を行い、そのころから平成17年7月ころまでの間、同基本合意に従って受注予定会社を決定していたことを認定し、住友重機を罰金1億6000万円に、同社の担当者を懲役1年4月執行猶予3年に処し、同判決は、平成19年4月6日に確定した（大阪地裁事件。甲4の2）。

大阪地裁事件に関し、公正取引委員会は、市町村等が平成14年度以降平成17年7月までに発注したし尿処理施設の新設及び更新工事49件（うち3件は、同一物件に係る入札であり、実質的には47件である。）の入札状況についてとりまとめた調査報告書（本件調査報告書）を作成しており、本件工事は、本件調査報告書に番号8として記載されている（甲4の5）。上記11社の担当者のうち、クボタの担当者、栗田工業の担当者、住友重機の担当者及び西原環境の担当者は、市町村等が発注するし尿処理施設の新設及び更新工事に関して談合組織が存在しており、本件調査報告書記載の工事のうち、番号9、14、20、23、26、27、41（番号41の工事については、番号35及び39の工事と同じ工事である。）として記載されている工事については談合による受注調整が成立しなかったが、それ以外の工事についてはすべて受注調整がうまくいき、受注予定会社が落札することができた旨供述している（甲4の6ないし10）。また、上記住友重機の担当者は、住友重機が談合組織の一員であり、平成14年4月から自分が受注調整担当者を務めていたと供述している（甲4の9）。

- (5) 原告らは、本件調査報告書記載の工事のうち、番号11、32、36、42、44、45、46、49として記載されている工事について、発注者から予定価格の平均見積額等に対する割合（以下「A」という。）及び予定価格に対する落札率（以下「B」という。）の聴き取り調査を行ったところ、Aの平均値は79.8パーセント、Bの平均値は95.69パーセント、BのAに対する割合（見積平均額等に対する落札額の割合）の平均値は76.

37パーセントとなった(甲10)。なお、被告の調査によると、上記原告らの調査に係る工事のうち、番号11及び46として記載されている工事については、参考見積を徴収したが、実際の設計額算出基礎については、処理量あたりの単価を過去の実績から算出するという方法を採用しており、番号36として記載されている工事については、当初の整備計画時の見積額の平均(52億7000万円)は、コンサルタント会社が10社から見積を徴収して作成しており、その後、業者7社から工事についての技術提案と共に見積を徴収して作成した見積平均額は40億5000万円であり、見積平均額に対する予定価格の割合は、100パーセントとなるため、上記番号11及び46として記載されている工事を除外し、番号36の工事の値を訂正すると、見積平均額に対する予定価格の割合の平均値は88.55パーセントとなるとしている。この場合の、BのAに対する割合は、約84.73パーセントとなる(乙20)。

また、被告は、本件調査報告書記載の工事のうち、本件施設と施設の状況及び設計額の算出方法等が類似している工事として、番号1, 3, 4, 5, 16, 18, 25, 30, 43, 47及び48の工事について発注者に聴き取り調査を行ったところ、算定できたものについての見積平均額に対する予定価格の割合の平均値は、86.87パーセントとなった。また、歩切り率(予定価格の予算採用額(設計額)からの減額率をいう。以下同じ。)の平均は4パーセントである(乙21)。

なお、大阪地裁事件において、談合が行われていないとされている本件調査報告書記載の工事の予定価格に対する落札率は、番号9の工事が84.01パーセント、番号14の工事が67.03パーセント、番号20の工事が85.23パーセント、番号23の工事が59.45パーセント、番号26の工事が47.62パーセント、番号27の工事が70パーセント、番号41の工事が51.11パーセントであり、平均値は66.35パーセントで

ある（乙8）。

(6) 本件施設は、水処理施設、メタン発酵設備、ガス発電（熱回収）設備、窒素回収（硫酸製造）設備及び堆肥化設備が設けられており、し尿、浄化槽汚泥、生ごみ及び下水汚泥を受け入れ、汚水については高負荷脱窒素処理方式、汚泥については脱水処理方式によって処理し、処理過程においてメタン発酵、堆肥化、湿式酸化処理による硫酸製造を行って資源化し、メタンガスを用いてガス発電を行うというものであり、本件工事は、環境省及び国土交通省両省にまたがる補助事業として全国初の事例であった（乙13の1、2、乙14、乙17、乙18）。そして、本件調査報告書記載の工事のうち、本件施設と処理方式、受入種別、資源化量及び処理能力の面で同一ないし類似の工事は存在しない（乙18）。また、本件工事は、既存のし尿処理設備を継続して使用しながら工事を行うスクラップアンドビルト方式で行うため、工事期間が長期にわたり、既存施設であった湿式酸化設備を継続して使用するため、設計、施工が複雑であり、環境省及び国土交通省両省にまたがる補助事業であるため、それぞれの補助制度に適合した工事の区分分け、施工要領の調整や各種図書類の作成が相当量必要となるとされている（乙2の2）。

2 以上の前提事実及び認定事実に基づき、本件の争点について判断する。

(1) 争点(1)について

大阪地裁事件において、クボタの担当者、栗田工業の担当者、住友重機の担当者及び西原環境の担当者が、本件調査報告書に記載された工事のうち、7件を除く工事について受注調整によって決定された受注予定会社が落札することができたと供述しているところ、これらの工事に本件工事が含まれており、特に、本件契約を締結した住友重機の担当者自身が、本件契約当時住友重機が談合組織の一員であり、本件工事を含む工事について受注調整がうまくいった旨供述していることに加え、本件入札において、遅刻のため参加

できなかった荏原製作所を含め、すべての入札参加会社が大阪地裁事件の冒頭陳述中で平成15年4月ころに談合組織の構成会社であったとされている会社に含まれていること及び2回にわたる本件入札のいずれについても住友重機が最低落札額を入札していることに照らせば、本件入札において、入札参加業者間で談合が行われ、受注調整の結果、住友重機が受注予定会社に決定していたというべきである。

したがって、この点についての原告らの主張には理由がある。

(2) 争点(2)について

ア 一般に、入札において当該入札に参加する業者間で談合が行われた場合、入札に参加する業者が示し合わせて特定の業者を受注させるべく談合し、それ以外の業者が当該特定の業者の価格を上回る価格で入札することによって、入札に参加する業者間で健全な競争が行われなくなるため、結果的に発注価格が高止まりすることになり、入札に参加する業者間で健全な競争が行われていた場合に形成されたであろう想定落札価格に基づいて締結された請負契約に係る契約金額と、談合の結果、業者が落札した落札価格に基づいて締結された実際の請負契約に係る契約金額との差額分について、発注者である地方公共団体に損害が生じるのであり、入札において当該入札に参加する業者間で談合が行われ、予定価格に対する落札率が高率であったとしても、それだけで直ちに発注者に損害が生じているということとはできない。すなわち、地方公共団体が発注する工事のうち、競争に付するものについては、原則として予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って申込みをした者を契約の相手方とするところ（会計法29条の6）、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされているのであるから（予算決算及び会計令80条2項）、入札の対象について適正な額で予定価格が

定められていれば、上記想定落札価格は、予定価格に近似した額とならずであるから、予定価格に対する落札率が高率であっても、発注者に損害が生じているとは限らないことになる。

イ そこで、本件で浅麓環境施設組合に損害が生じているかについて検討するに、本件施設は、受入種別、処理方式、再資源化などに特徴を有しており、本件工事も、環境省及び国土交通省両省にまたがる補助事業として全国初の事例であり、本件調査事項報告書記載の工事で本件施設と同一あるいは類似する工事は存在しないのであり、スクラップアンドビルト方式で行うために工事期間が長期にわたり、既存施設であった湿式酸化設備を継続して使用するため、設計、施工が複雑であり、環境省及び国土交通省両省にまたがる補助事業であるため、それぞれの補助制度に適合した工事の区分分け、施工要領の調整や各種図書類の作成が相当量必要となるとされているのであるから、そもそも、本件調査事項報告書記載の他の工事と単純に落札率を比較することは相当ではないというべきである。

ウ また、本件調査事項報告書記載の他の工事と比較するとしても、浅麓環境施設組合は、し尿処理施設については見積額平均に90パーセントから95パーセントを掛けて整備計画書の事業費を設定している場合が多いとの日本技術開発株式会社の回答を参考に、再見積額から約10.9パーセントを減額した71億1570万円を本件工事の予算採用額とした上で、さらに、過去の汚泥再生処理センター事業の実績からすると、見積額平均に対する落札額の平均は、75パーセントから80パーセントであったこと及び事前に談合情報がもたらされたことから、予算採用額から約13パーセントを減額した61億9065万円を予定価格として設定したというのであり、見積平均額79億8242万5000円に対する上記予定価格の割合は、約77.55パーセント、上記見積平均額に対する落札額61億円（消費税抜き）の割合は、約76.42パーセントとなる。こ

れに対して、本件調査報告書記載の番号32, 36（見積平均額を40億5000万円とした場合）、42, 44, 45, 49の工事の見積平均額に対する予定価格の割合の平均は、88.55パーセント（なお、原告らは、本件調査報告書記載の番号11及び46の工事を含めるべきであり、番号36記載の工事については、見積平均額を整備計画時の見積額の平均である52億7000万円とすべきである旨主張するが、見積平均額の算出方法が本件工事と異なる場合、見積平均額に対する予定価格の割合を比較する対象としては不適切であるというべきである。また、番号36記載の工事については、整備計画時の見積平均額は、コンサルタント会社が10社から徴収したものであるのに対して、見積平均額40億5000万円については、工事についての技術提案と共に徴収した見積額であるというのであり、後者を見積平均額とすべきである。したがって、上記原告の主張は、いずれも採用できない。）、見積平均額に対する落札額の割合の平均は、約84.73パーセントとなり、番号1, 3, 4, 5, 16, 18, 25, 30, 43, 47及び48の工事について算定できたものを見積平均額に対する予定価格の割合の平均値は、86.87%となったというのであるから、本件工事の見積平均額に対する予定価格の割合が、これらから比較して約11パーセントないし9.32パーセント、見積平均額に対する落札額に対する割合が、8.37パーセント低いことになる。また、歩切り率でも、番号1, 3, 4, 5, 16, 18, 25, 30, 43, 47及び48の工事について算定できたものの平均が4パーセントであるのに対し、本件工事は約13パーセントである。そうすると、本件工事についての予定価格は、本件調査報告書記載の他の工事と比較してすでに相当程度低額に設定されていたといえる。

エ これに対し、原告らは、本件調査事項報告書記載の工事のうち、談合が行われなかった工事の落札率の平均が約66パーセントであることを根拠

として、本件契約においても浅麓環境施設組合に損害が生じている旨主張する。しかし、そもそも本件工事の落札率と本件調査事項報告書記載の他の工事の落札率とを単純に比較することは相当ではない上、上記談合が行われなかった工事のうち、番号9の工事が84.01パーセント、番号20の工事が85.23パーセントであることからすると、談合が行われなかったとしても、必ずしも大幅に落札率が下がるとは限らないことになるから、上記談合が行われなかった工事の落札率に比べて本件工事の落札率が高いことだけを根拠として本件契約において浅麓環境施設組合に損害が生じているということとはできないというべきである。

また、原告らは、本件工事の見積を行った業者に本件入札に参加した業者が含まれていることから、本件工事における見積額に信用性がない等主張するが、抽象的な可能性を指摘するものにすぎず、原告らの主張を採用することはできない。

オ そうすると、本件工事の予定価格がすでに相当程度低額に設定されていたのに対し、本件入札において健全な競争が行われていた場合に、本件契約における金額よりもさらに低額で落札されたと認めるに足りる証拠はないといわざるを得ず、本件契約によって浅麓環境施設組合に損害が生じていると認めることはできないというべきであるから、この点についての原告らの主張には理由がない。

- 3 よって、住友重機の不法行為によって浅麓環境施設組合に損害が生じているとは認められないため、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求には理由がないから棄却すべきであり、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所民事部

裁判長裁判官 山 本 剛 史

裁判官 蛭 川 明 彦

裁判官 大 野 元 春

これは正本である。

平成23年5月13日

長野地方裁判所民事部

裁判所書記官 田村 礼之

